

令和4年5月

第5回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年5月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 本庁舎2階 会議室204

出席委員

2番	小川 充	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
16番	飯島 孝一	17番	遠藤 道夫
18番	鮎川 満雄	19番	飯野 和男
20番	市村 元則	22番	坂入 誠

欠席委員

1番	柳下 浩一朗	3番	染谷 文夫
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
15番	野堀 良夫	21番	蛭原 昇

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	吉原 利夫
農業行政課	課長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	今野 重彰
農業行政課	係長	藤井 雄平
農業行政課	主査	関根 朝美
農業行政課	主任	細田 康輔

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について
	議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
	議案第 6 号	現況証明の発行可否について
	議案第 7 号	買受適格証明の発行可否について
	議案第 8 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第 9 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
	議案第 10 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
	議案第 11 号	令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について
	議案第 12 号	つくば市遺伝子組み換え作物栽培連絡会委員の推薦について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について
	報告第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4 号	現況証明の専決処理について
	報告第 5 号	制限除外の農地の移動届について
	報告第 6 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 7 号	農地等の現況に係る照会に対する回答について

開議の宣告

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（吉原事務局長）

皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、令和 4 年第 5 回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

総会の運営につきましては、コロナウイルス感染症防止のために委員を約半数にしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は報道などで御存知のとおり、爆破予告が出ております。警察の協力の下、担当部署においても巡回しておりますので、大丈夫だとは思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、総会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

令和４年第５回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りましてありがとうございます。

先ほど、局長からもお話があったとおり、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加しておりますので、当面の間、出席する委員の人数を減らした上で総会を開催していきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。本日は御苦勞様です。

事務局（吉原事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会規則第６条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長のほうにお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和４年第５回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は傍聴人の方がいらっしゃいますから、傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

会 長（飯野 和男）

傍聴人の皆さんに次のことをお願いいたします。

つくば市農業委員会会議規則第２６条に基づくとともに、つくば市議会傍聴規則第９条を準用いたしまして、撮影または録音等することを禁止いたしますので、御了承をお願いいたします。

これより議事に入りますが、本日は事前にお願ひしました総会出席委員割り振りのとおり、議席１番柳下浩一朗委員ほか７名が欠席しておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は１４名で、定足数に達していることから、令和４年第５回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第１ 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第１、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第２５条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席 16 番飯島孝一委員、議席 17 番遠藤道夫委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いいたします。

日程第 2 に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第 14 条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第 2、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第 1 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、坂入委員、お願いいたします。

坂入 誠委員

去る 5 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告をいたします。

提出番号 1 番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号 2 番については、水稻・芝・野菜を作付している農家で、申請地には水稻・野菜を作付する予定です。

提出番号 3 番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号 4 番については、水稻・芝を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号 5 番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号 1 番から 5 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る5月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、水稻、野菜を作付している兼業農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号7番については、5月9日付で譲渡人から申請の取下願が提出されており、申請要件を満たさなくなったことから、却下といたしました。

提出番号8番については、水稻を作付している兼業農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号9番については、水稻、野菜を作付している兼業農家で、申請地には引き続き野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号7番については却下。提出番号6番、8番、9番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る5月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号10番については、申請人は、営農型太陽光発電施設の用に供するため、地上権を設定するものです。

以上のことから、提出番号10番については、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る5月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号11番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付

する予定です。

以上のことから、提出番号１１番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、市村委員、お願いいたします。

市村元則委員

去る５月１０日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１２番については、水稲、野菜を作付している農家で、１３番との交換により申請地を取得し、水稲を作付する予定です。

提出番号１３番については、水稲、野菜を作付している農家で、１２番との交換により申請地を取得し、水稲を作付する予定です。

提出番号１４番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１５番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、１２番から１５番については農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第１号の説明及び報告が終わりました。

提出番号７番は、却下との報告がありましたので、７番を先に審議いたします。

提出番号７番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、提出番号７番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号７番については、小川委員報告のとおり却下とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号、提出番号 7 番については、却下いたします。

続きまして、提出番号 1 番から 6 番、8 番から 15 番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて提出番号 1 番から 6 番、8 番から 15 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番から 6 番、8 番から 15 番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号 1 番から 6 番、8 番から 15 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）

議案第 2 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る 5 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、農地区分は農用区域内の農地です。

申請者は、造園業と兼業で農業を営んでおりますが、農作業の受託も増え、農業経営に重点を移すべく、農業用倉庫用地として申請するものです。資金については自己資金で賄

い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 2 番については、農地区分は第 3 種と判断しました。

申請者は、隣接地の農家住宅に住んでおりますが、住宅の老朽化に伴い建て替えを計画していたところ、既存の納屋が申請地に越境してしまっていたため、現況を是正すべく、始末書を添付の上、農家住宅用地として拡張し、申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 3 番については、現状、搬入土の発生先である上菅間の山林に搬入土以外の土が堆積しており、事業の確実性が担保されないことから、内容について精査するため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号 3 番については継続審議。提出番号 1 番、2 番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る 5 月 10 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 4 番については、都市計画法との協議が調わないため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号 4 番については継続審議としましたが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る 5 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 5 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、県内で建設業を営む法人です。今般、申請地に隣接する山林を開墾し、資材置場兼駐車場として利用する計画があることから、申請地を進入路用地として利用するため、申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をロープで仮囲いし、全面を砕石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、進入路として利用する計画です。資金については、自己資金で賄う予定でございます。

以上のことから、５番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層委員の御審議をお願いいたします

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第２号の説明及び報告が終わりました。

提出番号３番、４番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号３番、４番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、提出番号３番、４番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号３番、４番については、担当委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第２号、提出番号３番、４番については継続審議といたします。

続きまして、提出番号１番、２番、５番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号１番、２番、５番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番、２番、５番については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番、2番、5番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る5月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和3年6月に農地法第5条の許可を受け、自己用住宅を建設中ですが、既存の道路だけでは出入りが不便であるので、新たに進入路を造るべく、自己用住宅用地の拡張として申請するものです。

以上のことから、提出番号1番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第3号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）

議案第 4 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区で調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、坂入委員、お願いいたします。

坂入 誠委員

去る 5 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号 1 番については、令和 3 年 1 0 月 1 3 日付つくば農委指令第 3 8 号をもって資材置場用地として許可を受けましたが、事業の見直しにより、資材置場としての転用面積を縮小し、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、1 番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上です。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る 5 月 1 0 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 2 番については、令和 3 年 4 月 1 3 日付つくば農委指令第 1 6 号をもって建て売り住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う

事業計画変更を申請するものです。

以上のことから、2番については承認しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第4号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号10番については、議事参与の制限案件に該当しますので、10番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、坂入委員、お願いいたします。

坂入 誠委員

去る5月9日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を妻の父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る5月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、申請地の隣接地で自動車整備・販売業を営んでいる法人です。現在借りている駐車場の返却を求められていることに加え、既存敷地では手狭になってきたため、申請地を借り受け、車両置場兼駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、展示用車両8台、普通自動車置場22台、中型車10台分のスペースを確保する計画です。資金については自己資金で賄う予定で、市盛土条例に関する協議等、関係法令との調整は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家に住んでおりますが、結婚し家族が増えることも考え、申請地を祖母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関から融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内にある妻の実家で妻の両親と同居しておりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と親族からの借入で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請内容に関しては、議案第3号、提出番号1番と同様になります。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、実家に家族7人で暮らしておりますが、家の老朽化に加え、手狭になってき

たため、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に家族3人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号8番については、農用地区域内農地ですが、区域から除外見込みが出ており、除外後の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に家族3人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県内に本社を持ち、申請地の隣接地の支店で運送業を営む法人の役員です。現在、支店の駐車場が手狭になってきており、車両の転回の際などにも苦慮していたため、申請地を取得し、駐車場の拡張として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、新たに13台分の駐車場を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号11番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家で暮らしておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を祖母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号2番から9番、11番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る5月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外で発電事業を営む法人で、今回、営農型太陽光発電施設の一時転用するため、申請されたものです。下部農地にはサカキを栽培する予定で、許可期間は3年間の一時転用となります。

提出番号13番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、国道の拡幅工事による公共移転のため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っており

ます。

提出番号14番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号12番から14番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準にも該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る5月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号15番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で法人運送業を営む法人の会社役員です。今般、営業用貨物自動車を駐車するスペースを確保することが必要となったことから、申請地を取得し、申請者本人が代表取締役を務める法人に転貸すべく、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、大型貨物自動車9台を置く計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、15番については、一般基準に適合の上、第2種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る5月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号16番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外でインターネットによる中古自動車販売業を営む法人です。

今般、輸出事業を開始するに当たり車両置場が必要となったため、申請地を取得し、車両置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上、普通自動車29台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号１７番については、申請目的の実現の確実性及び周辺農地の営農条件への支障の有無の確認を行うため、事業者に対し事業計画の詳細について聞き取り調査を実施するため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号１７番については継続審議。提出番号１６番については、一般基準に適合の上、第２種の農地許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、市村委員、お願いいたします。

市村元則委員

５月１０日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１８番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、市内で造園業を営む法人です。今般、業務の受注増加に伴い、新たな資材置場が必要となったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を木柵で囲い、全面を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理した上で、剪定後の根及び枝等を保管する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号１９番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、今般、子供の成長等により車の保有台数が増え、自宅敷地内の駐車スペースが手狭になってきたため、自宅に隣接する申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、敷地内を全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理した上で、自家用車３台を置く計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号２０番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、市外で石油類の販売業を営む法人です。今般、申請地の近隣で営むガソリンスタンドにて自動車修理等の事業を拡大することから、申請地を借り受け、資材置場兼駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を鉄パイプとロープで囲い、敷地内を全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、回収パーツの保管コンテナ４基、従業員用車両６台、修理預かり車両１５台、中型フォークリフト１台分のスペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号２１番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関から融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２２番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市外で自動車整備業を営む個人です。現在、賃借している整備工場が老朽化

し、業務に支障を来していることから、新たな場所に移転すべく申請地を取得し、自動車整備工場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄骨造りの整備工場1棟を建築し、看板等を設置する計画です。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号23番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在マンション住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、18番から23番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

提出番号17番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号17番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、提出番号17番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号17番については、櫻井委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号、提出番号17番については継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から9番、11番から16番、18番から23番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、提出番号１番から９番、１１番から１６番、１８番から２３番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から９番、１１番から１６番、１８番から２３番については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号１番から９番、１１番から１６番、１８番から２３番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号１０番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、雨貝委員の退席を求めます。

（雨貝洋子委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号１０番について、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

提出番号１０番については、区域指定地内の農地で、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に家族２人で暮らしておりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関から融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１０番については、一般基準に適合の上、第２種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号１０番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号１０番に対する質疑を終結いた

します。

これより採決いたします。

提出番号１０番について、小川委員報告のとおり許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号１０番について、許可することに決定いたします。

雨貝委員の復席を求めます。

（雨貝洋子委員 復席）

議案第６号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第６号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）

議案第６号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

５月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、平成２年頃から駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号２番については、昭和４０年頃から宅地の一部として利用されており、現在は建物の消失により、資材置場として利用されております。

以上のことから、提出番号１番、２番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る5月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、平成10年以前より住宅敷地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第7号 買受適格証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 買受適格証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第7号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、大穂地区において調査を実施しておりますので、飯島委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯島孝一委員

去る５月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

願出人は、市内で建設業を営む法人です。今般、建設資材を置くスペースを確保することが必要になったことから、競売参加予定地に資材置場を計画するものです。

落札後の利用方法は、全面を碎石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、建設資材及び仮製品を置く計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上ことから、１番については、一般基準に適合の上、第２種農地の許可基準に該当しますので、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第７号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、議案第７号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第７号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第７号 買受適格証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第８号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第８号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画

の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）

議案書 11 ページになります。

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 4 年 4 月 20 日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

提出番号 1 番、豊里地区で 3 年間賃借権を設定するものです。以降、議案書 14 ページ、提出番号 26 番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区 6 件、谷田部地区 2 件、荃崎地区 1 件、大穂地区 2 件、筑波地区 6 件、桜地区 9 件となります。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に適合されているため、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号 2 番、19 番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号 1 番、3 番から 18 番、20 番から 26 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号 1 番、3 番から 18 番、20 番から 26 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番、3 番から 18 番、20 番から 26 番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号、提出番号 1 番、3 番から 18 番、20 番から 26 番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号 2 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

(櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席)

議 長(飯野 和男)

それでは、提出番号２番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長(飯野 和男)

質問、意見ともにないようですので、これにて提出番号２番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長(飯野 和男)

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第８号、提出番号２番について、原案のとおり決定いたします。

櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

(櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席)

議 長(飯野 和男)

続きまして、提出番号１９番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、飯岡委員の退席を求めます。

(飯岡 勉委員 退席)

議 長(飯野 和男)

それでは、提出番号１９番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

大野委員、お願いします。

大野博司委員

第８号議案の１３ページの１９番について質問いたします。こちら、質問の答えというのは、事務局のほうでお願いいたします。

この７反ぶりの水田を新規就農者に貸すということで、家族構成または農業機械と営農計画書、また、そういう補助金、国、県からの補助金、そういう説明書きがあったと思いますが、ここでそういうちゃんとした申請の書類をお聞かせ願えればありがたいと思いま

すので、よろしくお願いします。

事務局（天貝課長）

事務局より、内容についてご説明いたします。議案第8号の農用地利用集積計画につきましては、市長部局の農業政策課のほうで取りまとめをしまして、この貸し借りの計画を作成しているところでございます。

農業委員会のほうにその計画が送付され、今般、総会のほうにお諮りするというような流れになってございまして、その補助金を使っているかとか、この借人の家族構成、そこまではちょっと農業委員会のほうでは把握できておりませんので、後ほど農業政策課のほうで確認した上でお示しするというようなことになろうかと思えます。

なお、今回、新規就農ということで、埼玉県の方ですので、事前にその辺のところを確認しましたところ、貸人から、技術指導であるとか農機具等を借りた上で、ある程度住み込みで営農するというような話は確認してございます。

この農用地利用集積計画に求められる要件というのが二つございまして、借りる方が必要な農作業に常時従事すること、それと借り受ける全ての農地を効率的に利用して耕作する見込みがあること、この二つの要件を満たせば借受けができるという制度になってございます。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

遠藤委員、お願いします。

遠藤道夫委員

筑波地区の遠藤です。当該申請の契約内容については無償の契約でしょうか。教えていただければと思います。

事務局（天貝課長）

無償による使用貸借権の設定となります。

遠藤道夫委員

無償の契約となっており、貸主の飯岡委員さんの自宅近隣で営農を開始されるものと見受けられますが、指導や助言などを行うのでしょうか。教えていただければと思います。

事務局（天貝課長）

農業政策課で確認したところ、住み込みで技術指導を受けながらやるというような話を聞いてございます。

遠藤道夫委員

申請者の方の性別を教えてください。

事務局（天貝課長）

女性の方だと聞いております。

遠藤道夫委員

契約期間が10年間と長期の権利設定となっておりますが、継続して耕作することができののか本当に心配しています。申請にあたり、要件は満たしているのでしょうか。

事務局（天貝課長）

農業政策課のほうでは、その要件を満たすということで、今回の計画を作成したということであると思います。

遠藤道夫委員

当該申請において、国や県などから補助金を受けられているかを教えていただきたい。

事務局（天貝課長）

補助金申請の状況については確認できておりませんで、農業政策課のほうに確認しないと、何ともこの場では申し上げられません。

遠藤道夫委員

農業政策課にて確認していただくようお願いします。

事務局（天貝課長）

分かりました。

議長（飯野 和男）

そのほかに何かございますか。

本橋委員、お願いします。

本橋文男委員

桜地区の本橋です。これまでも、新規就農で農業経営を開始したいと申請が出された際は、家族構成、農業従事日数について農業委員会で確認してきているわけですが、こういう集積事業を利用すれば、農作業機械の取り扱い状況など詳しく審査しなくても問題とならないのでしょうか。

事務局（天貝課長）

農業委員会では、市のつくった計画を認めるか認めないかだけの話でございまして、市では、家族構成までつかんでいるかどうかちょっと分かりませんが、要件を満たすということで計画をつくったということであると思います。

本橋文男委員

分かりました。新規就農の場合には、こちらの集積のほうに回せば、農業委員会のほうは関係なく認めるのですね。

事務局（天貝課長）

最終決定は農業委員会でございますので、この計画が不適當であるということであれば、当該申請について決定しないという選択肢もございます。

本橋文男委員

当該申請者の営農計画などの詳細な情報がないと要件を満たすか否かの確認ができないと思いますが、事務局の考えを教えてくださいませんか。

事務局（天貝課長）

今後、農業政策課のほうから必要に応じて申請者の情報を取り寄せながら、提示させていただきたいと思います。

本橋文男委員

分かりました。

議長（飯野 和男）

よろしいですか。

<「いいでしょう」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号１９番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたら、今、意見出してもらいましたが、そのほかにないでしょうか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号１９番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１９番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

大野博司委員

荃崎地区の大野です。これまでの質問のやり取りを含め確認すべき事項もあることから、継続審議とすることが妥当だと思われます。

議 長（飯野 和男）

それでは、事務局のほうで、補助金等の申請状況や営農従事予定者についてを調査をするようお願いします。

事務局（天貝課長）

はい。承知いたしました。

議 長（飯野 和男）

皆さん、よろしいですか。

<「はい」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、審議番号19番は、継続審議ということでよろしいですね。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号19番に関しては、継続審議とすることに決定いたします。

議 長（飯野 和男）

それでは、飯岡委員の復席を求めます。

（飯岡 勉委員 復席）

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和4年4月15日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

提出番号1番、荃崎地区で10年間賃借権を設定するものです。以降、16ページ、提

出番号6番まで議案書記載のとおりとなり、荃崎地区1件、筑波地区5件となります。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に適合されているため、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号について、原案のとおり決定いたします。

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（細田主任）

議案書17ページになります。

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和4年4月15日付で農用地利用配分計画の意見を求められておりますので、内容について御説明いたします。

整理番号1番、豊里地区で10年間賃借権の設定を行うものです。計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降、議案書21

ページまで記載のとおりで、5件となります。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項各号に適合されているため、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号1番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号2番から5番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号2番から5番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号2番から5番を、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号、提出番号2番から5番について、原案のとおり承認いたします。

続きまして、提出番号1番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

（櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号1番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号1番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１０号、提出番号１番について、原案のとおり承認いたします。

櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

（櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席）

議案第１１号 令和４年度最適化活動の目標の設定等について

議長（飯野 和男）

次に、議案第１１号 令和４年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で協議しておりますので、白石副委員長より報告をお願いいたします。

白石 悟委員

報告します。

農業政策専門委員会より、議案第１１号 令和４年度最適化活動の目標の設定等についてを御説明いたします。

近年の農業が直面する様々な課題から、農業委員会の役割として農地利用の最適化が必須業務となっております。国からは、農地の最適化目標を定め、年度ごとに実績管理を行うよう求められており、一定の活動が認められなければ交付金が交付されない旨、通知されています。

このようなことから、４月２７日に農業政策委員会を開催し、最適化活動の目標の原案を決定いたしました。内容については、議案書に記載のとおりです。

なお、総会で可決された後は、茨城県農業会議への報告をし、併せてホームページに掲載いたします。

目標の詳細については、事務局より補足の説明をいたします。

以上です。

議長（飯野 和男）

ただいま白石副委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

對崎委員、お願いします。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。私も農業政策専門委員の1人なのですが、4月27日の会議のほうで出た意見といたしまして、なかなかこの最適化活動目標、実際書類を見ていただくと分かるように、現状は、これまで集積してある面積というのは2,591haですか、そして今年度の目標というのが2,709ha、要するに倍以上の面積を集積しなければいけないというような目標が国のほうから聞いております。そこで、なかなか委員さん、推進委員さん皆さんの活動だけでは、この面積を集積するというのはなかなか難しいことなのかというふうには感じております。

そこで、実際のつくば市の農家の方に、実際、農業委員会を通さず、中間管理機構を通さずに農地の貸し借りをするというのは、相対耕作というのはヤミ耕作といって違法だよということを周知して、ぜひ農業委員会のほうを通して農地の貸し借りをしてくださいということを周知するために、できたら、つくば市農業委員会で、市のほうのホームページもあると思いますので、近隣の市町村ですと守谷市の農業委員会さんが「ヤミ耕作とは」ということで、こちらをホームページのほうに掲載されておりますので、もしよろしければ、こちらのほうを参考にさせていただいて、つくば市のほうでもホームページにおいて掲載していただいて周知していくのも、この集積のほうにつながるのかなと思いますので、ぜひ事務局さんのほうで検討していただければと思います。

以上です。

議長（飯野 和男）

ありがとうございます。

どうですか、事務局さんのほうで、今の御意見に関して。

事務局（天貝課長）

ただいま對崎委員さんのほうから頂いた意見でございますが、これまでも「STOP ヤミ耕作」というチラシを作成して、農家に配布したということもございます。今年度はやっていないわけでございますけれども、ホームページ等に掲載して、この辺をちゃんとした契約に持っていくということは、農地の集積率を上げるという点でも非常に大事であると思いますので、すぐにでもこれはできますので、事務局のほうで対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

對崎徳男委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

ほかに何か御質問ありますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、質問、意見ともにならないようですので、これにて……。

<発言する者あり>

議長（飯野 和男）
今野係長、お願いします。

事務局（今野係長）

事務局から補足の説明をさせていただきます。

最適化活動の目標設定等についてですが、つくば市農業委員会の目標として、資料の22ページ、23ページになりますが、こちらを、向かって左側のページになりますが、一つ目は、農林業センサス等の統計情報から、農業委員会の現状として表したものになっております。

2番の最適化活動の目標としましては、これまでの活動の実績と、それから将来的な目標から今年の活動量を割り出したものとなっております。最適化活動の活動目標において、推進委員1人当たりの活動日数を月間10日と設定をいたしました。

また、活動強化月間の内容としては、農地再生チャレンジ事業利用意向調査、年金加入促進個別訪問の活動強化月間を3回と設定しまして、また、新規参入相談会への参加回数を2回、参加者数の目標としては、就農支援者研修会で8人、新農業人フェアで5人という設定をさせていただきました。

以上で説明を終わります。

議長（飯野 和男）

ほかに異議はなしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第11号 令和4年度最適化活動の目標の設定等については、意見は何点かありましたが、原案のとおり決定いたします。よろしいですか。

<「はい」と呼ぶ者あり>

議案第12号 つくば市遺伝子組み換え作物栽培連絡会委員の推薦について

議長（飯野 和男）

次に、議案第12号 つくば市遺伝子組み換え作物栽培連絡会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

それでは、議案第12号を説明させていただきます。

議案書の24ページを御覧ください。

議案第１２号 つくば市遺伝子組み換え作物栽培連絡会委員の推薦について、御説明いたします。

委員の任期満了に伴い、農業政策課より１名推薦を求められているものでございます。

４月２７日に開催されました運営委員会で協議をした結果、今回もこれまでどおり、情報提供専門委員会委員長の青木委員を推薦すべきとの結論に至りました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、これにて議案第１２号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１２号について、事務局説明のとおり、青木委員を推薦することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１２号 つくば市遺伝子組み換え作物栽培連絡会委員の推薦については、青木委員を推薦することに決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第３、報告第１号から第７号についてですが、内容は議案書２５ページから３４ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第１号から第７号について、質問等ございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

よろしいですか。質問、意見ともにないようですので、報告案件を終了いたします。

その他

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これもちまして、令和４年第５回総会を閉会いたします。

【午後３時００分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員